

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	15-2
許認可等の種類	特定動物飼養・保管許可証再交付申請			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項			
許認可等の概要	特定動物飼養者がその飼養又は保管の許可証を亡失、滅失又は動物の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の規定に基づく届出により、記載事項に変更があったときは、都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条 6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			